

地して悦あへる所に、或日又山の峯震動しておびたゞし、すはや又焼上るかと思はる程に、山の峯より雪をとけるがごとき物、眞逆様に落來る、何事かといふ程こそあれ、大水山を碎き、石を飛ばし、樹木を抜てまくり落る、其水先きに當る所は、人家田地の差別なく、唯一刻の間に大海へ突出せり、さばかりの嶮岨なる高山の峯より、海を切り落せるがごとき大水、眞さかさまに落來る事なれば其勢ひの急なる事たとへんものなし、人馬ともに逃るいとまもなく、しかと見定めたる者もなしとかや、予も其地に渡りし時、其跡をみたりしに、其水すじは大なる谷となり、其傍の田地の中、或は小だかき岡の上などにも、大さ貳丈三丈あるひは五丈六丈にも及べる石ながれ残り、かゝる大石の事なれば、人力に動かす事もあたはず、田畑などもさまたげられながら、其まゝに捨置り、是を見るにも、まことにかゝる大石の水の爲にながれ下れる事、其時の水勢思ひやられたり、今も櫻島の小兒のうたふ歌をきけば、島のおたけかどろく、鳴るぞ村丈ムラヂによにげ、山汐が來るとうたへり、其ときのおそろしかりけん事、みるがごとくなり、

すべて高山大やけの後、多く大水溢れいづる事あるものなり、天明癸卯、信州淺間がたけ大焼の時の洪水も、おびたゞしかりし事、みな人のしるところなり、その委敷事は、又別卷にしるせり、

〔一話一言 四十四〕薩州隅州の海中に在之櫻島神火の次第

安永八己亥年九月廿九日之夜酉の刻、地震、明ル十月朔日卯刻より、御嶽南の峯に少し、煙立登るとみへしより、段々と盛んに相成、午の刻に至、山の腰前後六七合目より、神火燃上り、黒雲のごとく成煙のぼる事、高サ凡五六里計、光焰の中、靨光曜々、諸人目を驚す事限なし、燒石霰のごとく降ちらし、木石壹丈貳丈の石も、火勢にて微塵となる、四方八方へ飛散、其上國中一時の間に、地震十度程宛の震動、御嶽火焰の響き、晝夜とも雷鳴のごとし、凡國中手に取様に相聞、勿論近國へも響